鴨川市就学援助費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 11 月 20 日

鴨川市教育委員会教育長　蒔苗　成

鴨川市教育委員会規則第９号

鴨川市就学援助費支給規則の一部を改正する規則

鴨川市就学援助費支給規則（平成 26 年鴨川市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第８項第６号中「第４条」を削り、「児童扶養手当の」の次に「全部の」を加える。

別記第１号様式中「児童扶養手当の」の次に「全部の」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の鴨川市就学援助費支給規則の規定は、令和９年度以後の年度分の就学援助費について適用し、令和８年度分までの就学援助費については、なお従前の例による。